日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 05. 28

No.14-040

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

不当労働行為裁判　結審

判決は 8 月 28 日 14 時

地裁前宣伝行動・裁判傍聴参加速報

5月19日は、不当労働行為裁判が行われ、裁判所前の宣伝行動・裁判傍聴・報告集会にOB乗員有志の会メンバーも参加しました。

裁判は、田二見乗員組合委員長・古川客室乗務員組合（CCU）委員長及び堀弁護士の最終陳述が行われ、結審となり判決は8月28日（木）14時527号法廷と決まりました。会社側弁護士は、陳述も行わず書面提出のみの対応となりました。

裁判傍聴は、当日乗員組合の若い組合員が多数傍聴したため満員となり、OB乗員有志の会のメンバーは報告集会に参加し、裁判の進行状況の報告を受けました。詳細は別途報告します。

参照：有志の会ニュース14-030

証人尋問シリーズ⑦乗員速報60-164

経緯

2010年9 月27日日本航空は、整理解雇の人選基準発表。人選基準に該当するパイロット・客室乗務員を仕事から外し、退職強要の面談を実施。
11 月初旬 両組合は、「なんとしても整理解雇は回避すべき」との強い要求から、争議権確立して会社と交渉を行うために、組合員による争議権確立のための投票を開始しました。
これと並行して、乗員組合・ＣＣＵは、会社に対して賃金減額を含むワークシェアなど解雇回避施策を何度も提案しましたが、経営は一顧だにせず、組合の提案について真摯に協議する姿勢は全くありませんでした。
突然、会社はCCU と乗員組合の執行部を呼び出し、企業支援機構ディレクターと管財人代理が、整理解雇に反対する要求について争議権確立の為の投票を実施していた両組合に対し、「争議権が確立された場合、3500 億円の出資はできない」と発言しました。
管財人代理らからの発言は、“争議権を確立したらＪＡＬを破綻させる”という事を意味します。
当然、職場に大きな混乱をもたらし、先に投票が始まっていたＣＣＵはかろうじて争議権を確立しましたが、乗員組合は投票中止に追い込まれました。
12 月 8日 乗員組合・ＣＣＵが、東京都労働委員会に不当労働行為救済申し立て
12 月31日 会社が運航乗務員・客室乗務員165 名の解雇強行！！

2011年8 月3 日東京都労働委員会は、「不当労働行為」と認定し、救済命令を出しました。
9 月 1日 日本航空経営は、都労委の命令取り消しを求めて東京地裁に提訴。
（原告＝日本航空、被告＝都労委。組合は参加人として裁判に加わっています）

＝東京都労働委員会（都労委）は不当労働行為を認定し命令を交付(11年 8月 3日)＝

・都労委の評価

◆支援機構は、管財人（＝使用者）と出資者の地位を併有するが、同一法人格の行為を区別するのは容易ではない。両氏は複数回にわたり行われた団交、事務折衝において労務担当として出席しているので、組合が出資者の発言と認めるのは困難。出資者という一面を有することの一事を持って不当労働行為の行為主体から除外することは適切でない。

◆投票中であり、確立されるかどうか明らかでなく、純然たる組合の自主決定に委ねられるべき時期に本件発言を行う高度の必要性、緊急性に関する疎明が会社からなされていない。

◆本件各発言は、争議権投票を控えた組合員に対し、投票を躊躇させるのに十分なものであり、組合の運営に影響を及ぼすものであると言える。

◆冒頭に「争議権を尊重する」と述べても支配介入を否定できない。

◆支配介入と評される行為と結果との因果関係は必要ない。ＣＣＵが確立したからといって、支配介入の成立を否定できない。

・都労委の判断

本件各発言が、本来組合が自主的に決定すべき争議権の確立を自粛するよう求める趣旨のものであること、争議権投票が行われている最中に更生手続きにおいて中心的な立場にあった両氏からなされたことなどを総合的に考慮すれば、両氏の発言は、組合員に対して威嚇的効果を与え、組合の組織運営に影響を及ぼすものであり、組合の運営に対する支配介入であるといわざるを得ず、労働組合法第7 条3 項が定める支配介入に該当する。

命令：両組合に対して稲盛会長名での謝罪文の交付、及び新聞2 項大での社内10 日間の掲示。

今後も

ご支援・取り組み参加

宜しくお願い致します

原告団の至近の取り組み日程

東京高裁に公正な判決を求める運動

政府に対応を求めるとともに、国会の場で解決を迫る運動

ILO 勧告の履行はじめ、政府の対応を求めるとともに、国会の場で解決を迫る運動として、国交省前・国会議員会館前での座り込みを下記の通り実施します。

5 月 28 日　国土交通省前座り込み（10：00～15：00）

駅頭宣伝行動

5 月 30 日　都内 6 駅頭一斉宣伝行動（下記の毎月定例の宣伝行動です。）

実施場所	時間帯	参加者の呼び掛け（地区割り）
立川駅　北口	18：00～19：00	三多摩地区の団体
新宿駅　南口	〃	西部地区の団体
池袋駅　東口	〃	北部地区の団体
有楽町駅マリオン前	18：30～19：30	中央地区の団体
錦糸町駅　北口	18：00～19：00	東部地区の団体
品川駅　港南口	〃	南部地区の団体

今後の日程

6月 3日（火）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

15 時より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷
13 時30 分より

8 月 28日 （木）

不当労働行為裁判　判決

東京地裁527 号法廷
14 時より